

高知よさこい情報交流館の指定管理者指定申請に関する質問及び回答

質問 番号	質問内容	回 答
1	<p>プレゼンテーションによる審査の日は、高知よさこい情報交流館指定管理者募集要項「7 公募及び選定スケジュール（7）高知市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査 令和5年10月中旬～10月下旬（予定）」を指すことで相違ないか。また、当協会のプレゼンテーションの持ち時間をご教示いただきたい。</p>	<p>相違ありません。 また、プレゼンテーションの持ち時間については、20分程度、質疑に20分程度を予定しています。</p>
2	<p>高知よさこい情報交流館指定管理者仕様書「6 業務内容(4)シ」については、審査委員会の段階では具体的な事業案をお示しするのではなく、今後貴課と協議のうえ、内容決定及び実施していくこととしたいが、差支えないか。</p>	<p>審査委員会における採点に影響しますので、事業計画書にて出来る限り具体的な取組内容をお示しください。 なお、実施いただく事業内容については、事業計画書にていただいた提案が基本となりますが、基本協定書及び年度協定書締結前に、市と指定管理者が協議の上で決定することとなります。</p>
3	<p>施設の老朽化に伴い、今後施設の修繕やリノベーション、機器の入替等が必要となる機会が増えると想定されるが、それらハード整備に係る費用については、指定管理料と別に予算措置されるか。</p>	<p>施設や設備、備品等の損傷、修繕については、経年劣化によるものも含めリスク分担表に基づく対応となります。 また、修繕以外のリノベーションや機器の入替等につきましては、都度指定管理者と協議し、指定管理料とは別の予算措置の要否について検討していくことを想定していますが、指定管理料を財源として実施を考えているリノベーション等があれば、事業計画書において提案してください。</p>